

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 動物の適正な飼養等（第6条―第12条）
- 第3章 動物の引取り，収容等（第13条―第19条）
- 第4章 事故発生時の措置等（第20条―第22条）
- 第5章 動物愛護センター（第23条―第26条）
- 第6章 雑則（第27条―第29条）
- 第7章 罰則（第30条―第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は，動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより，市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図り，動物の健康及び安全を保持するとともに，動物による人の生命，身体及び財産に対する侵害を防止し，もって人と動物が共生する心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (3) 飼養施設 動物を飼養し，又は保管するための施設をいう。
- (4) 係留等 動物の逸走又は動物による人の生命，身体及び財産に対する侵害を防止するため，動物を綱，鎖等で固定した物に確実につなぎ，又は住居，柵，おり等の中に収容することをいう。
- (5) 野犬 飼い主のいる犬以外の犬をいう。

(市の責務)

第3条 市は、動物の愛護及び管理に関して必要な施策を策定し、及び市民と協力してこれを実施するものとする。

2 市は、市民及び動物関係団体（動物の愛護に関する活動、教育等を行う民間団体をいう。以下同じ。）との連携及び協働により、動物の愛護及び管理に関する取組が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の施策を円滑かつ効果的に実施するよう、国及び他の地方公共団体との密接な連携に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、動物が命あるものであることを認識してその愛護に努めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第5条 飼い主は、命あるものである動物を飼養することの責任を十分に自覚し、その動物の生態、習性及び生理を理解することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めなければならない。

2 飼い主は、その飼養する動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物の終生飼養（法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。）に努め、やむを得ず飼養が困難となった場合は、自らの責任において適正に飼養することのできる新たな所有者を見つけるよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、動物の飼養に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、性質等に応じた必要な給餌給水、運動、休息及び睡眠を確保すること。
- (2) 動物の健康状態に常に留意し、必要に応じて獣医師による治療その他の動物の健康を保持するための措置を講ずること。
- (3) 動物の種類、性質等に応じた飼養施設を整え、これを適正に維持管理すること。
- (4) 動物の訓練、しつけ等は、動物の種類、性質等に応じた適切な方法で行うこと。
- (5) 動物のふん尿、毛、羽毛等の汚物を適正に処理し、飼養施設及びその周辺、公園、道路

等の公共の場所並びに他人の土地、建物等を汚染しないようにすること。

(6) 動物の異常な鳴き声、悪臭等により、人に迷惑を及ぼさないようにすること。

(7) 動物が死亡した場合は、その死体を適正に処理すること。

(8) 動物が逸走した場合は、自らの責任において当該動物を捜索し、及び収容するよう努めること。

2 動物の所有者は、動物の飼養に当たり、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 動物が逸走した場合における飼い主への返還を容易にするため、首輪、名札、マイクロチップの装着等、動物が自己の所有であることを明らかにするための措置を講ずるよう努めること。

(2) 動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第7条 犬の飼い主は、前条に規定する事項を遵守するほか、当該犬について常に係留等をしておかなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所（道路、公園その他の公共の場所を除く。）及び方法で犬を訓練するとき。

(2) 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して運動又は移動させるとき。

(3) 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）その他の使役犬をその目的のために使用するとき。

(4) その他規則で定める場合に該当するとき。

2 犬の飼い主は、飼養施設又はその周辺の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、犬を飼養している旨を表示しなければならない。

(猫の飼い主の遵守事項)

第8条 猫の飼い主は、第6条に規定する事項を遵守するほか、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺的生活環境を保全するため、当該猫を室内で飼養するよう努めなければならない。

(飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項)

第9条 飼い主のいない猫に餌を与える者は、周辺的生活環境を保全し、及び当該猫が増えな

いために必要な措置を講じ、人に迷惑を及ぼすことがないように努めなければならない。

(多頭飼養の届出)

第10条 犬又は猫（生後91日未満のものを除く。）の飼い主（法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者その他規則で定める者（以下「動物取扱業者等」という。）を除く。）は、一の飼養施設における犬及び猫の数の合計数が規則で定める数以上となった場合には、その日から30日以内に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者（次条において「多頭飼養者」という。）は、当該届出の内容に変更（規則で定める軽微な変更を除く。）があった場合には、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る動物の数が一の飼養施設において同項の規則で定める数未満となった場合には、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(助言又は指導)

第11条 市長は、多頭飼養者が飼養する犬及び猫の健康及び安全を保持し、又は周辺の生活環境を保全するために必要な限度において、当該多頭飼養者に対し、当該犬及び猫の飼養方法等について必要な助言又は指導を行うことができる。

(災害発生時の措置)

第12条 市、市民及び動物関係団体は、地震、火災その他の災害が発生した場合（次項において「災害時」という。）には、相互に協力して、動物の救助に努めなければならない。

2 飼い主は、平常時において災害時における動物の適正な飼養に備えるものとし、災害時には、飼養する動物の保護及び当該動物による事故の発生の防止に努めるとともに、自らが避難するときは、当該動物と共に避難するよう努めなければならない。

第3章 動物の引取り、収容等

(犬又は猫の引取り)

第13条 市長は、法第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合には、当該所有者に対し、安易に当該犬又は猫の飼養を放棄せず、これらを終生飼養することを求めるものとする。

2 市長は、法第35条第1項又は同条第3項において準用する同条第1項本文の規定により犬又は猫を引き取る場合は、その引取りを求める者に対し、日時、場所その他これらを引き

取るために必要な指示をすることができる。

(その他の動物の引取り)

第14条 市長は、犬及び猫以外の動物であって規則で定めるものの引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による引取りについて準用する。

(野犬等の捕獲等)

第15条 市長は、第7条第1項の規定に違反して係留等をされていない飼い主のいる犬及び野犬(以下「野犬等」という。)をその職員に捕獲させることができる。

2 前項の職員は、捕獲のため追跡中の野犬等が、その飼い主又はその他の者の土地、建物等に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の所有者又はこれに代わるべき者が正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

3 市長は、野犬が人の生命、身体又は財産に害を加え、又は加えるおそれがある場合において、当該野犬を捕獲することが著しく困難であると認めたときは、薬物を使用して当該野犬を掃討することができる。

4 市長は、前項の規定により薬物を使用する場合には、あらかじめ、その期間及び区域を定めて公示するとともに、その旨を当該区域及びその周辺の住民に対し周知し、並びに必要なであると認める市町村に通知しなければならない。

5 前項の期間において、係留等をされていない犬のうち飼い主がいることが明らかなもののほかは、全て野犬とみなす。

6 市長は、隣接する市町村長から薬物を使用して野犬を掃討する旨の通知を受けたときは、野犬の掃討をする市町村名及びその期間を公示するものとする。

(動物の収容、公示等)

第16条 市長は、法第35条第1項又は同条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬又は猫、第14条第1項の規定により引き取った犬及び猫以外の動物並びに第15条第1項の規定により捕獲させた野犬等を収容することができる。

2 市長は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬又は猫、法第36条第2項の規定により収容した動物又は第15条第1項の規定により捕獲させた野犬等のうち、飼い主の判明しているものについては当該飼い主にこれを引き取るべき

旨の通知を行い、飼い主の判明しないもの（法第36条第2項の規定により収容した動物の死体を除く。）については収容した旨を速やかに公示するものとし、その期間は公示した日の翌日から起算して2日間とする。

- 3 市長は、飼い主が前項の通知を受け取った日又は同項の規定による公示の期間が満了した日の翌日までにその動物を引き取らないときは、これを譲渡その他の方法により処分することができる。ただし、飼い主からやむを得ない理由によりこれらの期間内に引き取ることができないため、市長が相当と認める期間内に引き取る旨の申出があったときは、当該申出があった期間が経過するまでは、処分することができない。

（収容動物に対する治療等）

第17条 市長は、法第36条第2項の規定により収容した動物（疾病にかかり、又は負傷した動物に限る。）又は第16条第1項の規定により収容した動物を適正に保管するとともに、必要に応じて治療、繁殖の防止その他の措置を講ずるものとする。

（収容動物の譲渡）

第18条 市長は、法第35条第1項の規定により引き取った犬又は猫、第14条第1項の規定により引き取った犬及び猫以外の動物並びに第16条第3項の規定により処分することができることとされた動物については、その飼養を希望する者であって、適正に飼養することができるものと認めるものに譲渡することができる。

（動物を負傷させた者の講ずべき措置）

第19条 過失により動物を負傷させ、又は死亡させた者は、速やかにこれを救護し、又は収容する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 事故発生時の措置等

（犬による咬傷事故発生の届出）

第20条 犬の飼い主は、当該犬が人又は他の動物（哺乳類に限る。次項において同じ。）をかんだときは、直ちに適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置を講じ、当該犬による事故の状況及び当該措置について市長に届け出るとともに、当該犬を獣医師に検診させなければならない。

- 2 犬にかまれたときは、そのかまれた者若しくはかまれた他の動物の飼い主又はその代理人は、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

（勧告及び措置命令）

第21条 市長は、飼い主のいる犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたとき、若しくは加

えるおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、期限を定めて、当該犬の係留等、当該犬への口輪の装着その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

(立入調査等)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から必要な事項の報告を期限を付して求め、又はその職員に、動物が飼養され、若しくは保管されている土地その他関係のある場所に立ち入り、飼養の状況等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、飼い主その他の関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 動物愛護センター

(設置)

第23条 市は、第1条の目的を達成するため、旭川市動物愛護センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第24条 センターの位置は、旭川市7条通10丁目とする。

(事業)

第25条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動に係る事業
- (2) 動物の愛護及び適正な飼養のための飼い主等に対する助言及び指導
- (3) 飼い主のいない猫に対する繁殖の防止の措置に係る事業
- (4) 犬、猫その他の動物の引取り、収容、保管、治療、返還、処分等の措置
- (5) 狂犬病の発生の防止等のための必要な措置等に係る事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

(利用の禁止又は制限)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) その他センターの管理運営上支障があると認めるとき。

第6章 雑則

(動物愛護管理員及び動物愛護指導員)

第27条 市長は、法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

- 2 市長は、動物愛護管理員が行う事務を補助させるため、動物愛護指導員を置く。
- 3 動物愛護管理員及び動物愛護指導員は、第15条第1項の規定による野犬等の捕獲、第22条第1項の規定による立入調査その他動物の愛護及び管理に関する事務を行うものとする。

(手数料)

第28条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。

- (1) 法第35条第1項又は第14条第1項の規定により動物の引取りを求める者 次に掲げる区分に応じ当該区分に掲げる額
 - ア 生後91日以上動物 1頭又は1匹につき 2,140円
 - イ 生後91日未満動物 1頭又は1匹につき 450円
- (2) 法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬若しくは猫、法第36条第2項の規定により収容した動物（疾病にかかり、又は負傷した動物に限る。）又は第15条第1項の規定により捕獲させた飼い主のいる犬の返還を求める者 次に掲げる区分の手数料を合算した額
 - ア 返還に係る手数料 1頭又は1匹につき 1,450円
 - イ 保管に係る手数料 1頭又は1匹1日につき 820円
- 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 3 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して係留等をしなかった者
- (2) 第20条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第21条第2項の規定による命令に違反した者
- (4) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第31条 第7条第2項の規定に違反して犬を飼養している旨を表示しなかった者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第33条 第10条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例及び旭川市動物愛護センター条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例（昭和28年旭川市条例第48号）
 - (2) 旭川市動物愛護センター条例（平成24年旭川市条例第44号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例及び旭川市動物愛護センター条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に一の飼養施設において、この条例に基づく規則で定める数以上の犬及び猫（生後91日未満のものを除く。）を飼養する飼い主（動物取扱業者等を除く。）に対する第10条第1項の規定の適用については、同項中「となった場合には、その日から30日以内」とあるのは、「である場合には、令和3年6月30日まで」とする。

- 5 第28条第1項第1号及び同項第2号アの規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 6 第28条第1項第2号イの規定は、施行日以後に引き取り、又は収容した動物の保管に係る手数料について適用し、同日前に引き取り、又は収容した動物の保管に係る手数料については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。